

信州大学と長野県教育委員会との連携に関する協定書

信州大学と長野県教育委員会は、長野県における教育について連携・協力するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、両機関が包括的な連携のもと、学校教育、生涯学習、スポーツ等の分野で相互に協力し、学校及び地域における教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両機関は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 大学の教養教育、教員養成等の充実に関すること
- 二 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校の教育の充実と教員の資質向上に関すること
- 三 高等学校と大学の接続に関すること
- 四 学校教育上の諸課題に対応した調査研究に関すること
- 五 生涯学習の振興に関すること
- 六 スポーツの振興に関すること
- 七 その他両機関で合意された事項

(連携協議会)

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置するものとする。

(有効期間)

第4条 この協定は、両機関の代表者が署名した日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両機関の合意により更新することができる。

(細目)

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有するものとする。

令和7年1月26日
信州大学長

中 村 宗 一 郎



令和7年1月26日
長野県教育委員会教育長

武 田 育 夫



信州大学と長野県教育委員会との連携協定書に関する覚書

信州大学と長野県教育委員会との連携に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき両機関の間における教育についての連携・協力に関する実施細目について以下のとおり合意し、覚書を締結する。

（経費の負担）

- 1 連携・協力に関わる経費については、各機関が負担する。ただし、一方の機関が主催する事業に、要請を受けて職員を派遣する場合の経費は、原則として要請する側が負担する。

（連携協議会）

- 2 連携協議会は、協定書に掲げる目的を達成するため、必要に応じて両機関の共同事業等に関する業務についての連絡調整を行う。

本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有するものとする。

令和7年1月26日

信州大学長

中 村 宗 一 郎



令和7年1月26日

長野県教育委員会教育長

武 田 育 夫

